

障害者計画改定素案に対する意見・要望に対する検討結果について

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
		障害者計画の理念、計画の推進等に関すること			
1	個人	聴覚障害者は聞こえない状態で生活している。「自立」と言われるが、60歳を過ぎている者にとっては自立より生活を助けてもらうことが必要だ。65歳を過ぎて介護保険や高齢者医療など担当課が変わるのが不安だ。障害福祉課の方が相談しやすい。生涯、目黒区で安心して生活を送ることができるような制度や、障害者の気持ちを汲み取った総合的な計画を作成してほしい。	障害福祉課	4	「自立」という意味は、できる範囲で必要なサービスをご自分で選択していただくということです。現行の制度では、65歳を過ぎれば介護保険が優先されますが、個々の状況で適切にサービスが受けられるよう努めます。また、障害者計画は障害をもつ人の総合的な計画という位置づけです。介護保険制度へのつながりの難しさや、窓口が複数になるなど不安はありますが、切れ目なく総合的にサービス提供ができるよう努めていきます。
2	個人	障害をもっている人はいろいろな支援が必要となる。民生委員の障害者部会の方たちとは話し合いを持っている。行政からもフォローしてもらいながら、町内会、商店街などの関係者に理解してもらいたい。災害時要援護者の対策など防災課も含め一体となって計画を実現してほしい。	健康福祉計画課 障害福祉課	1	今回の障害者計画では障害をもつ人が地域の中に溶け込めるよう、障害者理解を進めていくことに力を入れていきます。 災害時要援護者対策としては、自力で避難できない人に避難支援者を地域の協力で決めておく取組みについて、現在田道住区でモデル実施を始めています。モデル地域における課題を検証して実施地域を拡大していきたいと考えます。また避難所における具体的な対策を検討して整備するとともに防災行動マニュアルを作成します。これらを防災課や関係各課と連携して早急に取り組み、障害者団体の意見も聞いてとりまとめていきます。
3	個人	障害者基本法の改正では「社会が変わる」ということが大きなポイントだった。そのことが素案に打ち出されていない。今までと同じようなことを言っていては社会は変わらない。はっきり素案で打ち出してほしい。	障害福祉課	2	区としても「社会が変わる」ということを重要な点であると認識しています。ご意見の趣旨を踏まえ、障害者基本法の改正の趣旨を障害保健福祉の理念の中に盛り込み修正します。
4	個人	障害者基本法の改正は分け隔てられることない共生社会の実現を目指すことです。また障害の定義を個人の能力という医学モデルから社会の障壁によって障がいの有無や軽重が決まるという社会モデルに転換された。これによって社会的障壁を除去することがますます重要になると思われる。前の計画期限が来たからだけでなく、これらのことを改定に背景に明示すべきだと思う。	障害福祉課	2	ご意見の趣旨を踏まえ、障害者基本法の改正の趣旨を障害保健福祉の理念の中に盛り込み修正します。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
5	個人	「ソーシャルインクルージョン」は改正障害者基本法の「地域社会における共生」という表現とはちがうのか。そっちを使ったらどうか。 また、障害保健福祉の理念は改正障害者基本法の内容をしっかりと盛り込んで、社会的障壁をなくすことにもっと力を入れた表現にするべきだと思う。全体的に改正障害者基本法の反映が不十分である。	障害福祉課	5 2	ソーシャルインクルージョンについては、「地域における共生」も含んだ「理念」として使用していますので修正いたしません。障害者基本法の改正趣旨につきましては、ご意見の趣旨を障害保健福祉の理念の中に盛り込み修正します。
6	個人	用語の使い分けが分かりづらい。素案P32ページの「補装具の交付と修理」は「継続」、「日常生活用具等の給付」では「充実」となっている。P35ページの「多機能型施設の運営」が「実施」、「障害者通所施設の確保」が「検討」というのは具体的にどういうことなのか。目黒本町福祉工房の定員を増やすのか、減らすのか、どのように変更していくかが分からないと意見が言えない。素案を区民に知らせるときの大前提だと思う。	障害福祉課	2	「充実」は事業の拡充やサービス供給量を増やす場合など、「継続」は現時点のサービスを継続的に続ける場合などに用いています。「補装具の交付」はこれまでどおり継続して事業を行うとの意味で、「日常生活用具等の給付」は数や種類等を増やすことが考えられるため「充実」としています。また、現行の計画期間中（20～23年度）に開始した事業を「実施」としましたが、既設の福祉工房が「実施」だと分かりづらいのご意見に沿って記載を修正し、「実施」は24年度から開始する事業に用いることとしました。障害者通所施設については、今後、整備手法等も含めて検討していきます。
7	個人	福祉施設から一般就労への移行について。目黒障害者就労支援センターにおける相談支援機能の強化、地域自立支援協議会の開催・実働など、具体的な例示を入れたほうが良い。	障害福祉課	1	素案のP56（ウ）「地域自立支援協議会の充実」、及びP57（イ）「就労支援事業の充実」の中で、ご意見の趣旨は盛り込んでいます。
8	個人	課題別事業計画（29）、事業（31）について。事業内容、実績、計画目標の表示を修正したらどうか。	保健予防課 碑文谷保健センター	2	ご意見の趣旨に沿って記載を修正します。
9	個人	「学童保育クラブでの障害児受入れ」について。文中「全学童クラブ」の表記を正しく「学童保育クラブ」に統一してほしい。	子育て支援課	2	ご意見の趣旨を盛り込み、素案を以下のとおり修正します。 「1 全学童保育クラブ受入れ枠の継続・・・」
10	個人	中根小学校敷地内の学童保育クラブについて。記載を「障害の受入れ可能枠の増加も図る」に修正してほしい。	子育て支援課	2	ご意見の趣旨を盛り込み、素案を以下のとおり修正します。 「・・・施設の規模の拡大及びバリアフリー化を図り、あわせて二つの学童保育クラブとなったときは障害児の受入れ枠の拡大を図る。」

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
11	団体	「障害者総合福祉法の骨格に関する提言」で示されている障害者福祉、支援の基本理念を念頭に事業を計画し、進めて行くことを強く望みます。特にこの社会モデルへの障害概念の転換と、障害者は必要とする支援を受けながら意思（自己）決定を行う権利が保障されることを、計画を担う全ての部署、特に教育委員会でも徹底をお願いします。	障害福祉課	4	ご意見の趣旨に沿って、区役所の関係部署と連携して障害者施策を推進していきます。
12	団体	障害者福祉の理念について。障害福祉サービス主体が国から目黒区に移管されたので、一般的な理念に加え、目黒区の特性を明確にし、目黒区らしい、目黒区ならではの障害福祉サービスを、良いことも悪いことも盛り込んで頂きたい。このことが、障害福祉サービスの運営主体を目黒区に移管した意義となり、区民に対しても、ほかの自治体に対してもアピールとなる。「ソーシャル・インクルージョン」の理念の具現化ということで、障害をもつ人、高齢者、子供にとらわれることなく、地域のサービスを横断的に相互活用することをここで取り上げて頂きたい。	障害福祉課	1	目黒区の障害福祉事業については、今後も調査研究をし必要なものを実施していきます。
13	団体	事業計画の記載が分かりにくい。「継続」の中にも削減予定の場合も多いのではないか。事業の有無だけでなく内容や質も問われている。	障害福祉課	2	事業計画に凡例を設けるなどできる限り分かりやすい記載に努めます。障害者計画の計画目標は、総合的な計画としての基本的な方向性を示しています。「継続」の中には、緊急財政に伴う事務事業の見直し等により一部見直しするものも含まれています。
14	団体	「心身障害者センターあいアイ館の充実」、「障害者に関する各種専門相談の充実」は具体的に何を充実させるのか示してほしい。	障害福祉課	4	障害者計画の計画目標については、総合的な計画としての基本的な方向性を示しています。充実の内容としては、あいアイ館における医療的ケアの推進や専門相談の充実などがありますが、各施策の具体的なものは運営の中で充実を図っていきます。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
15	団体	目標達成状況の評価と公表について。目黒区障害者計画は基本目標を表す計画であり、具体的に実現するための毎年の実施計画、予算の立案に至る手順を明記して頂きたい。さらに、計画に対して、毎年、実績、評価を示すような手順を明記して頂きたい。計画を実施した結果を評価し、問題があればそれを解決して次の計画につなげるという手順が重要です。理想を網羅した基本となる計画だけでは、事業者として具体的な進捗や対応すべき方法が理解できません。	障害福祉課	4	施策に対する実績評価は毎年度地域福祉審議会の中で行っていきます。また、この計画の具体化は、「目黒区実施計画」及び各年度の予算によるものとします。
16	団体	施策の体系について。体系としては整理できているが、長い歴史の中で、継ぎはぎ、継ぎ足しになっていることが想定される。今後、不足しているサービスを追加し、重複しているサービスを整理し、新しく効率的、効果的に再整備する必要性を認識して頂きたい。財政健全化の観点からも取り組むべきです。	障害福祉課	1	施策のスクラップ・ビルドを行い社会状況の変化に応じて新しい施策を加えています。今後も効果的、効率的な施策の再整備を進めていきます。
17	団体	障害福祉サービスの見込量について。障害福祉サービスを利用し、また提供する両方の立場から、個人個人や個別の事業者に関する見込み量や実績の数値の算出根拠を明記して頂きたい。特に、厳しい事業運営の中で、的確な事業の将来計画を策定するにあたり必要になります。	障害福祉課	5	障害者計画では障害福祉サービス種別毎の見込量と算出根拠を示しています。なお、個人等のデータは把握しておりません。
18	団体	計画策定について。目黒区障害者計画が、現実の事業として実現し、必要とされる区民に利用され、実績を上げるまでの過程が示され、事業者や協力者が協力しやすい手順と利用者が利用しやすい説明を明記して頂きたい。絵に描いた餅にすることなく、実現して区民が満足を得られるような計画にすることが必要です。審議会の委員に当事者や関係者が少な過ぎます。	障害福祉課	4	事業実施にあたり、区民や事業者への説明に努めていきます。また、計画事業の実施、過程及び実績等については毎年度、地域福祉審議会で報告していきます。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
19	議会	課題別事業について実績が書かれているが、目標に対してどの程度達成できたのかわからない記述である。実績に目標値と達成値を明記し、達成率がわかるようにすること。	障害福祉課	4	この計画は、障害保健福祉の総合的な計画としての基本目標を示すもので、計画目標に対する達成状況は毎年度、地域福祉審議会の中で報告していきます。
相談支援、情報提供等に関すること					
20	個人	「地域自立支援協議の充実」が計上されている。地域包括支援センターとの関係で自立支援協議会とはどのような組織なのか。	障害福祉課	6	「目黒区地域自立支援協議会」は、学識経験者や区内の事業者等を構成員として平成20年度から設置しています。具体的なケースの相談を受けるにあたり、関係機関相互のネットワークを築き情報共有を図りながら相談支援を行い、相談機能も拡大しています。地域包括支援センターにおいても障害者の相談を受けていますが、専門的な相談については区の窓口につなげる役割を担います。
21	個人	・障害者に対する説明が足りない。 ・その人に聞けばわかる専門家が必要だ。 ・区のサービスが不明瞭だ。ケアマネージャーのような役割をする人を作ってほしい。	障害福祉課	4	障害者の制度やサービス等については、ご指摘を真摯に受け止め十分な説明と対応に努めていきます。
22	個人	相談支援の充実。これまでの行政サービスは積極的な情報提供がないため不公平が生じた。相談を受けた場合は個人にとって最善の状態となるような情報提供をするという個人に対するケアマネジメントを構築すべきです。	障害福祉課	1	一人ひとりの特性に合わせた支援が行えるよう今後も情報提供に努めます。併せて、今後、新たな相談支援事業者の指定も始まるので、それによる個別相談、ケアマネジメントが開始される予定です。
23	個人	区からだけでなく、さまざまな公的団体のお知らせについても視覚障害者には音声で、聴覚障害者には字幕でお知らせが受けられるよう障害福祉課が指導してほしい。また、軽度の知的障害者がわかる表現はどのようなものか、基準を作成して障害福祉課が指導してほしい。	障害福祉課	4	障害者に対する情報バリアを解消するため、障害特性に応じた情報提供の推進に努め、関係団体等にも協力を求めています。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
24	団体	相談支援について。障害者へのアンケート結果でも相談窓口の支援を要望する声が強い。新たな相談支援の取り組みが始まるようとしているが、相談員の資質に加えて高度な専門知識と幅広い情報収集が求められる。その仕組みづくりには十分配慮してほしい。現在行われている身体障害者相談員制度は見直しを検討してもよいのではないか。	障害福祉課	1 3	相談支援体制の整備を図るとともに、相談員の質の向上にも努めてまいります。 身体障害者相談員については今後、相談支援事業の中で役割の見直し等も検討する必要がありますと考えています。
25	団体	地域にあった地域保健福祉センター（5カ所）が廃止された。このため多くの方は交通機関等を利用して総合庁舎へ行かなくてはならない。是非、相談窓口と各種の申請窓口を総合的に行う地域保健福祉センターを復活し、運用内容を充実してほしい。	地域ケア推進課 障害福祉課	5	保健サービス事務所は設置後の諸状況の変化を踏まえて廃止したもので復活させる考えはありません。それぞれの相談窓口において、担当職員の専門性の向上や関係機関等との連携強化など、相談支援の充実に努めていきます。
26	団体	相談支援の充実について。相談支援は、サービス利用の情報提供が基本だが、一人ひとりの特性や生活環境、家庭環境のきめ細かい理解が必要であり、現在、最も喫緊の課題であり、この障害者計画においても最も多く挙げられている。それだけに、課題の整理、取り組むべき内容、期待する成果をできるだけ明記すべきです。相談の内容、相談の拠点、相談の方法など多岐にわたるとともに、専門性の向上、人材の育成、相談支援体制の連携が重要です。地域包括支援センターなど十分に活用されていない社会資源を効果的に活用するという観点も必要です。	障害福祉課	4	相談員の専門性の向上、人材の育成、指定相談事業所等との連携を図り、1人ひとりの特性にあった相談支援を推進していきます。その中で新しいさまざまな課題や取り組むべき内容、期待する成果等が明らかになると考えられますので、地域自立支援協議会等を活用して検討していく予定です。
27	団体	地域自立支援協議会の充実について。関係者からの期待にも表れているように、サービス提供事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の充実が求められ、各所に書かれています。具体的に成果を上げるための指針、手順を明記して頂きたい。施策を再構築し、不足しているサービスを新しく効率的、効果的に創設する協議会にして頂きたい。財政健全化と福祉施策を推進する機関として運営されるようお願いいたします。	障害福祉課	4	地域自立支援協議会については、協議会参加者により運営を行うもので、協議内容等についても協議会の中で検討していただいています。区も協議会の委員として参加し、具体的な成果が上がるよう協議してまいります。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
28	団体	情報のバリアフリー化について。目黒区では、読む、話す、書く、理解する事が不自由な障害者のコミュニケーション支援は聴覚障害者に限られている。会話パートナーの養成、派遣、窓口配置、或いは要約筆記者の派遣などを実施している自治体もある。目黒区においてもコミュニケーションを仲介する（会話パートナー）者の養成、派遣を考えていただき、素案に盛り込んでほしい。	障害福祉課	3	ご意見のコミュニケーションを仲介する（会話パートナー）者の養成については、区において養成をしておりません。また要約筆記等の支援についても、聴覚障害者に対する支援の内容と異なるため、独自の養成や対応が必要となり、現状では区としての取組は行っておりませんので、今後検討していく課題であると考えます。
29	議会	失語症者への対策として、言語訓練の場の整備、行政や包括支援センターにコミュニケーションのとれる職員を配置するなど支援を強めること。	障害福祉課	4	あらゆる訓練の場を整備することは難しいと考えますが対応できるものを増やせるよう努めていきます。また、失語症に対する理解を進めるために研修等の機会を積極的に捉え、実際のコミュニケーションの仲立ちの出来る職員を増やしたいと考えています。
30	議会	障害者への情報提供を一層進めるために、とりわけ視力障害者への点字文書の配布など情報提供に努めること。また、テープによる「めぐる広報」の障害者情報を充実すること。	障害福祉課	1	ご意見の趣旨のとおり、今後も障害特性に応じた情報提供の促進に努めていきます。なお、「めぐる広報」については23年7月5日号から、デジ版でお届けしています。
自立支援のサービス、就労支援等に関すること					
31	個人	長男が重症身障児として郊外の施設で寝たきりで生活している。年間2～3回リフト付きバスを利用して助かっているが、今年度で廃止されるとのことで大変困る。リフト付きバスが無ければ外出が不自由になり手足をもぎ取られた感じで「弱い者いじめ」に他ならない。事業廃止を考え直してもらいたい。	障害福祉課	5	「リフト付き福祉小型バス貸出し事業」については、緊急財政に伴う事務事業の見直しにより平成23年度で廃止を予定している事業です。類似事業としてリフト付き福祉タクシーや目黒区社会福祉協議会のハンディキャブ事業がありますので、ご理解をお願いします。
32	個人	ショートステイの予約について。先着順ではないがなかなか予約が取れない。受け入れの拡充を望む。	障害福祉課	5	ショートステイについては効率的な運用を図っていきます。手続きは、区立施設のご利用の公正性を保つために一定の基準や受付方法を決めています。ご理解をお願いします。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
33	団体	身近な場所で機能訓練が受けられるようにしてほしい。区内には失語症者の機能訓練の場が極めて少ない。失語症の回復は年単位を要し10年経過してやっと日常の限られた会話が可能になった者が大半である。さらに制度的なこともあり64歳以下と65歳以上で切れ目を作り、訓練内容も異なる。積極的に訓練を受けるために他区へ行かねばならない現状を認識してほしい。	障害福祉課	3	失語症のリハビリテーションは発症後に医療機関で最初に行われます。しかし、回復するまで医療のリハビリが継続できないことが多いのが現状です。障害福祉や介護保険の福祉サービスで行うリハビリは、地域生活や機能保持を目的としており、内容やリハビリの頻度も医療と異なる現状があります。そうした現状を踏まえ、どのように機能や役割を分担していくか検討する必要があります。
34	団体	「心身障害者緊急介護人の派遣」について。あらゆる制度を使っても特に体の弱い障害児を育てているひとり親家庭は働き続けることが一層厳しくなるので、是非支援を削らないでほしい。	障害福祉課	4	事業趣旨に基づいた適切なサービス提供を図りながら、多様な障害福祉サービスを組み合わせ活用できるようマネジメントし、ひとり親家庭の支援に努めまていきます。
35	団体	就労支援の充実について。障害者雇用促進法が改正され障害者の一般就労は増加している。アンケート結果でも「働きたい」人が増えている。さらに就労を促進するために支援が必要だ。就労した後の定着支援や生活支援は、重要でこのことを記載して頂きたい。一定のスキルを取得し、仕事をすることは可能であるが、職場の人間関係、通勤や終業後の安定した生活がうまくできないため、一般就労が困難になるケースがある。そのため、企業や従業員の理解を深めるために、福祉関係の部課と産業側の部課が連携する必要性を含めて頂きたい。目黒区で、大企業だけでなく、身近な職場を開拓することや不幸にして就労がうまくいかなくなるケースも増えているので、その場合にも支援することも言及して頂きたい。福祉的就労においても、障害者が能力を発揮し、向上させる機会を作ることが重要で、結果として工賃の向上目標を達成できるような施策が必要です。そのため、自主生産品の開発を支援する指針を出して頂きたい。	障害福祉課	1	目黒障害者就労支援センターを中心に、定着時や就労初期段階の同行や生活支援も含めて障害をもつ人の就労を継続的に支援していきます。また、企業や従業員への啓発、新規職場の開拓の取組も進めていきます。自主生産品のPRの強化や販路拡大等により工賃向上に取り組んでいきます。



整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
36	議会	社会的な状況を反映し精神障がい者が増えている現状に鑑み、これまでの延長線上ではなく、精神障がい者対策を強化すること。	障害福祉課 保健予防課、碑文谷保健センター	4	精神障害をもつ人への対策については、現在実施している支援に加えて、東京都や保健・医療の所管と連携を図り推進していきます。
37	議会	高次脳機能障害対策、リハビリテーション事業をこれまで以上に充実させること。特に、身体リハビリ、言語リハビリは65歳で終わり、介護保険では対応できないため受け入れ先がなくなる。区独自の施策をつくること。	障害福祉課	3	失語症のリハビリテーションは発症後に医療機関で最初に行われます。しかし、回復するまで医療のリハビリが継続できないことが多いのが現状です。障害福祉や介護保険の福祉サービスで行うリハビリは、地域生活や機能保持を目的としており、内容やリハビリの頻度も医療と異なる現状があります。そうした現状を踏まえ、どのように機能や役割を分担していくか検討する必要があります。
障害児の支援、学校教育等に関すること					
38	個人	すくすくのびのび園卒園児の保護者。在園中に財政見直しでコスト削減され不安を抱いてきた。福祉工房の移転に伴う園の拡充はありがたいが、今後、具体的にどうなるのか。作業療法の時間が減らされるとも聞いている。また定員はどうなるのか。	障害福祉課	3	作業療法の時間数に変更はありません。定員については100名から120名に増やして対応してきましたが、年度末には待機者も発生するため、定員拡大も検討していきます。
39	個人	先天性疾患の子どもなど待機者が多い。1歳過ぎからの対応となっていてそれまで親子ともにケアがなされない実態がある。定員を増やし早期の受入れを考えてほしい。児童発達支援センターの内容はどの程度把握しているのか。	障害福祉課	5 3	すくすくのびのび園については、24年4月から児童福祉法の「児童発達支援事業」としての位置付けとなりますが、引き続き、幼児療育施設として運営していきます。早期ケアについては保健所等との連携を進めていきます。児童発達支援センターについては、国から制度の概略が示されましたが、具体的には今後検討していくことになります。
40	個人	卒園児も園との連携を図っていただきたい。小学校入学後、発達のおまじが判明した場合には学校サポートセンターの対応となる。学校運営課と障害福祉課の連携は難しく縦割りの弊害があるように思う。是非連携を図ってほしい。	障害福祉課 学校運営課	4	教育委員会とは連携を強化し、情報共有に努めてまいります。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
41	個人	あいアイ館を中心に活動している。あいアイ館では子どもが土足禁止で利用できる広いスペースがなく困っている。這い這いや歩行の練習期にある子どものためのレクリエーションホールが必要なため、すすすくのびのび園が移転した後のスペースを利用させてほしい。	障害福祉課	5	八雲分室が移転した後は、特定の団体に貸出しを行わず、あいアイ館で使用する予定ですので、ご理解をお願いします。
42	個人	すすすくのびのび園では弟や妹を連れてこないように言われる。療育中に弟や妹を保育するようなシステムが必要だ。	障害福祉課	5	園の中に保育するためのスペースを確保しています。弟や妹の保育については、一時保育やファミリーサポートセンター等のご利用をお願いします。
43	個人	保健センターについて。ちょっと様子がおかしいとすすすくのびのび園など相談専門機関の紹介により選別されてしまう。	保健予防課、碑文谷保健センター	6	保健センター（保健予防課）では、必要な方が状況に応じ専門的な相談を受けられるよう支援を行っています。また相談や健診の結果、専門医の相談を経て、医療機関・検査機関・療育機関等へ紹介状を出しています。かつ結果を踏まえて継続的な相談にのっています。
44	個人	子どもを普通学級に通わせている。大変ではあるが、将来社会に出さなければという思いからだ。小さいうちから接することで、社会に出た時に少しでも理解され対応が変わると思う。特に教育の面では、「障害をもつ子どもとたない子が共に学ぶ」ということが明確に打ち出されたのにそれに対する施策がない。	教育指導課	1	障害者理解の教育については、交流及び共同学習、アイマスクや車椅子体験等により、各小中学校において推進しているところです。また、副籍制度の活用により、特別支援学校に在籍している児童・生徒との交流も行っています。今後は、国や都の動向を踏まえて「障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ」ことの在り方について検討していくとともに、交流及び共同学習をいっそう充実していく必要があると考えております。
45	個人	小学校に入ると教育委員会の対応となる。普通学級にいと障害を持つ子どもの支援が受けにくい状況がある。小学校に入っても、支援員の配置など障害福祉課で支援してほしい。	めぐろ学校サポートセンター 障害福祉課	3	発達障害のある児童生徒については、その教育的ニーズに応じて、特別教育支援員による支援を行っています。入学後にどのような障害福祉サービスを提供できるか、今後検討していく課題であると考えます。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
46	個人	現在、学童保育クラブの障害児受入れは小学校6年生までです。低学年の受入れ拡充は検討しているとのことだが、4年生以上は枠があればということになっている。また中学生以上については、放課後や休暇中の居場所は区内に1か所しかなく定員、時間ともに不十分である。共働き家庭が通常となっている現状において、中高校生の障害児の居場所施策が欠けている。新規施策「地域の見守り・支え合い仕組みづくり」がこれらの施策ともなるように検討してほしい。知的障害をもつ中学生は1人で留守番ができない。学生ボランティアなど本人と歳の近い人を相手に、中高校生の放課後、休暇中の見守り事業をお願いしたい。	障害福祉課	3	日中一時支援事業の充実や今後の国の動きや民間のサービス整備状況等を踏まえて、障害児の見守りの仕組み等については、今後検討していく課題であると考えます。
47	個人	障害児の放課後の受入れを障害福祉課に尋ねると「学童保育クラブ」と言われる。子育て支援課に行くと「働いていないので利用できない」と言われてしまう。保護者としてどうすればよいのかわからない。	障害福祉課	3	日中一時支援事業の充実や今後の国の動きや民間のサービス整備状況等を踏まえて、障害児の見守りの仕組み等については、今後検討していく課題であると考えます。
48	個人	・目黒区から特別支援学校の情報があまりこない。 ・就学時相談時には目黒区から「特別支援学校へ行くところなサービスが受けられる」と紹介された。就学後相談に行くと「特別支援学校に通っているなら東京都に行ってもいい」と言われる。	学校運営課	4	・特別支援学校から情報提供があったものは、関係機関に情報提供しておりますが、より一層情報提供に努めます。 ・相談内容により、相談を受ける場所が異なりますが、相談いただければ、内容を伺い相談者と一緒に考えさせていただいております。
49	個人	特別支援学校は目黒区内にないため、区内の特別支援学級に關を置く児童に比べ、目黒区の事業や支援内容についての情報伝達が不十分である。区民には等しくサービスや情報を提供していく姿勢を計画の中でも明確にしてほしい。	障害福祉課	4	特別支援学校からの要請があった場合は、目黒区の福祉サービスについて説明会、懇談会等を学校で実施しています。周知方法の不足は今後検討していきます。
50	個人	障害児の支援の充実。児童福祉法によるサービスはどんな内容になるのか早急に提示してほしい。特に学齢期のサービスが全くありません。	障害福祉課	3	児童福祉法に基づく児童発達支援事業の充実を図り、児童発達支援センターの設置の検討等、障害をもつ子どもに対する身近な地域での支援を今後検討していきます。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
51	個人	学校では障害があって普通学級に在籍すると支援員のサービスが十分ではなく保護者に付き添いが求められがちです。教育委員会と十分な連携を図り、障害があることで保護者に付き添いを求めるという差別はなくしてほしいと思う。	教育指導課	5	就学については、専門家を交えた就学指導委員会で保護者と相談の上決定しています。その上で場合によっては、就学後も保護者の理解と支援を得ながら教育活動を行っている場合があります。
52	個人	心のバリアフリーの推進は障がいを持つ人とともに行動する必要性を訴えているので、社会の始まりである学校生活から別け隔てなく生活することが必須であると考えます。しかし、特別支援教育の推進では、「その子に適切な場」という表現で「場を分けて支援する」方向です。特別支援教育も本来は「場による支援」ではなく「個人に合わせた支援」であるべきで、改正障害者基本法の教育条項の内容からも変更されるべきです。 また、就学相談は保護者に寄り添う内容になっていないので相談支援の充実の観点からも見直してほしい。	学校運営課	5 2	子ども一人ひとりの状況によって必要な支援内容が異なるため、個人に合わせた支援には、個々にあった環境が必要であると考えます。目黒区においては、知的障害や肢体不自由、情緒障害等に応じた学習の場として、特別支援学級を設置しており、児童・生徒の成長にとって相応しい学習の場について、保護者と十分話し合い決めております。障害のある児童・生徒に対する「合理的な配慮」については、今後の国や東京都の動向等を踏まえ、定義や内容等を検討してまいります。 なお(78)就学相談の実施について、「～保護者と相談しながら、その子に適切な教育の場の提供を図る。」に修正します。
53	個人	学童保育クラブでの障害児受入れについて。現在はクラブごとに3名の枠があるが、障害があることで受入れを制限されるのは同じ地域の子どもであり、保育に欠けるという観点から考えると差別ではないか。	子育て支援課	3	各学童保育クラブでは、安全安心に配慮した保育を行なうため、保育環境を整えた上で、受け入れを行っています。そのような状況から、現状では一定の基準は必要と考えており、今後、検討していく課題であると考えます。
54	個人	ボランティア活用の推進。大学のボランティア活動をもっと推進してほしい。大学に問い合わせると、団体での利用登録は受け付けるが個人では受け付けてもらえない。また、同じ区内でボランティアが入る小学校に差があるのも納得いかない。	教育指導課	3	現在、区として大学と提携したボランティア活動の導入はしていません。今後、近隣の大学とどのような連携の可能性があるかも含めて研究を進めてまいりたいと考えています。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
55	団体	幼児療育施設に通所している家族は、「発達におくれのある児」を育てるために、片方の親が療育に専念しもう一方が働き収入を得ている状態です。（片親の場合はより家計を充たすことが困難。）現在、利用料（障害者自立支援法に基づき）は、過重な経済的負担になっている。このため、療育内容の充実とともに、利用料等の負担を軽減・廃止を検討してほしい。	障害福祉課	3	すくすくのびのび園については、24年4月から、障害者自立支援法の「児童デイサービス」から児童福祉法の「児童発達支援事業」として位置づけられることになりました。利用料等の負担については、国の給付費により決められています。今後、国の動向を注目していきます。
56	団体	障害児の療育相談の充実。専門家による個別指導回数をもっと増やしていただきたい。これまでは漸減されてきたが、幼い時こそST、PT、OTなどの療育は効果的です。	障害福祉課	4	専門指導員による指導については、言語指導は、認知面・言語の表出等、発達課題によって、担当職種を決め、STによる指導と心理による指導のいずれかを毎月1回ずつ個別指導で行います。PTによる指導はこれまでどおりアセスメントを行い、必要に応じて実施します。OTによる指導は、これまでの5歳児月1回4歳児隔月に1回といった一律的な指導ではなく、1歳児クラスから5歳児クラスまで全クラス毎月1回OTがクラス（日常生活場面）において一日の流れに沿って指導を行います。23年度は、22年度比で、OTの稼働日数は本園月3日増としています。なお、OT指導の個別のご要望については、クラス内指導時間において必要に応じて工夫していきたいと考えます。
57	団体	学齢期の障害児にも専門の療育指導が受けられるような仕組みを切望します。	教育指導課	1	特別支援学級に対しては、専門医または専門家を派遣し、指導・助言により、個別指導の充実に努めているところです。
58	団体	小中学生についても療育指導の場を設けてほしい。また、小規模なサークル活動的な放課後支援も各所で行われるよう望みます。	障害福祉課	3	児童福祉法に基づく児童発達支援事業の充実を図り、児童発達支援センターの設置の検討等、障害をもつ子どもに対する身近な地域での支援を検討していきます。
59	団体	「就労支援事業の充実」について。通常学級に在籍する障害のある中高生に、在学中から研修や実習、就労先の紹介などの支援をしてください。今後インクルーシブ教育の実施に伴いこういった障害児も増えると思われるが、卒業前に適切な支援を受けて社会に出て行けるように、関連事業の門戸を広げるようお願いしたい。	教育指導課	4	通常学級の学習については、職場体験等のキャリア教育も含め、学習指導要領に定められた目標及び内容に沿って行っており、指導方法等の工夫を図って個々の児童・生徒の状況に応じた指導に努めてまいります。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
60	団体	学童保育クラブでの障害児受入れについて。4年生以降の在籍延長制度は大変有難いが、入所希望者が多い場合には定員が優先され、障害児は枠以下の人数でも他の学童保育クラブに移動しなければならないのを改善できないか。また、障害児の在籍・在留資格に関する周知を求めます。	子育て支援課	3	障がい児については、集団の中で受け止め、安心して過ごしていただくための環境を確保するため、現状では一定の基準を設けざるをえない状況にあると考えておりますが、今後検討していく課題であると考えます。学童保育クラブをご利用の際に必要なとされる要件は、目黒区ホームページ及び毎年各学童保育クラブや子育て支援課で配布している「学童保育クラブ利用申請のご案内」の中で説明させていただいているほか、毎年11月に地区ごとに実施している入所申請事前説明会の中で必要に応じて説明をさせていただいております。
61	団体	インクルーシブ教育を行い、どこでも当たり前のようにし、社会的障壁をなくすよう求めます。特に知的障害があっても通常学級で支援を得られるよう改善してください。障害によって支援を限定せず、個別に必要な支援が行われることを求めます。	教育指導課	5	目黒区においては、知的障害や肢体不自由、情緒障害等に応じた学習の場として、特別支援学級を設置しており、児童・生徒の成長にとって相応しい学習の場について、保護者と十分話し合い、決めております。
62	議会	就学前、就学後など子どもの発達段階ごとに相談・支援機関が異なることによって系統的な相談が受けられない現状を改善し、継続的、一体的な総合相談窓口をつくること。その際、地域包括支援センターでは相談機能を果たしきれないので、5地区で地域福祉サービス事務所を復活すること。	障害福祉課 地域ケア推進課	5 1	保健サービス事務所は設置後の諸状況の変化を踏まえて廃止したもので復活させる考えはありません。それぞれの相談窓口において、担当職員の専門性の向上や関係機関等との連携強化など、相談支援の充実に努めていきます。
施設、グループホーム等に関すること					
63	個人	計画に「グループホーム・ケアホームの整備」が計上されているが、「あじさいホーム」のようなグループホームを増やす計画はないのか。	障害福祉課	3	「あじさいホーム」は福祉ホームと身体障害者グループホームの性格を持っています。区がグループホームを直接建設する計画はありませんが、今後、障害者のグループホームについては、社会福祉法人等が設置するにあたり、建設費や運営費等を支援して整備する方向で検討していきます。
64	個人	この数年で特別支援学校の卒業生が増える。在宅にならず地域で安心して健やかに過ごせるよう、新たな通所施設の計画を盛り込んでほしい。	障害福祉課	3	特別支援学校の卒業生等が増えることは認識しています。一方、国では障害者総合福祉法（仮称）の検討において、日中活動支援の仕組みを再編する予定です。今後の国の動向等を踏まえ、具体的な計画については、今計画期間の中で検討していくこととしています。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
65	団体	これからの5年間、特別支援学校等を卒業する人は、おおよそ100名になり就労の場が求められる。施設建設の具体的な計画を提示し推進してほしい。そして、施設運営は公設公営を実施してほしい。	障害福祉課	3	特別支援学校の卒業生等が増えることは認識しています。一方、国では障害者総合福祉法（仮称）の検討において、日中活動支援の仕組みを再編する予定です。今後の国の動向等を踏まえ、具体的な計画については、整備手法等も含め今計画期間の中で検討していくこととしています。
66	団体	グループホーム等の施設建設は、社会福祉法人等が土地購入や施設建設資金を保有している団体（個人）に限られている。区は、土地（区・都・国有地）や公的施設の提供を積極的にすすめることとともに、運営費の一部助成を充実させていく必要がある。グループホームの活用状況は満員となっている。そして、通所施設利用者は親の高齢化が示している。このような状況から、障害者グループホームの施設目標は、今後の利用者数を考慮すれば、公設公営を含め大幅な増が必要だと考えます。再検討してください。	障害福祉課	3	区がグループホームを直接建設する計画はありませんが、今後、障害者のグループホームについては、社会福祉法人等が設置するにあたり、建設費や運営費等を支援して整備する方向で検討し、着実に増やしていきます。土地や施設の有効な情報については積極的に情報提供していきます。
67	議会	計画目標の中に通所施設の増設がめざされていない。障害者の生活権向上のためにも、通所施設の増設を盛り込むべきである。	障害福祉課	3	特別支援学校の卒業生等が増えることは認識しています。一方、国では障害者総合福祉法（仮称）の検討において、日中活動支援の仕組みを再編する予定です。今後の国の動向等を踏まえ、具体的な計画については、今計画期間の中で検討していくこととしています。
68	議会	グループホーム、ケアホームについては、より一層拡充すること。また、要望の強い重度障害者施設についての建設計画をつくること。	障害福祉課	3	区がグループホームを直接建設する計画はありませんが、今後、障害者のグループホームについては、社会福祉法人等が設置するにあたり、建設費や運営費等を支援して整備する方向で検討します。また、重度障害者施設の建設計画については、必要性は認識していますが、すぐには実現が難しく、今計画期間の中で検討していきます。
啓発等に関すること					
69	団体	心のバリアフリー化について。目に見えない障害でもある失語症の理解は進まない。高次脳機能障害・失語症の啓発活動にさらなる支援をお願いしたい。障害者に対する理解を求めるために、行政関係者は勿論理解だが医療関係者、教育関係者に理解を進めてほしい。	障害福祉課	1	高次脳機能障害者支援促進事業の充実を今後も図ってまいります。目に見えない障害については、なかなか理解されにくいとのご意見を多くいただいておりますので、あらゆる機会を通して広く関係者等への啓発を行い、理解促進を図ってまいります。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
70	議会	発達障害の特徴を区民が学ぶ機会を多く作り、個性として受け止められるように理解を深めること。	障害福祉課	4	発達障害を含め、さまざまな障害についての啓発を進めていきます。
71	議会	区民、NPO、ボランティア団体に防災と障がい者支援、ソーシャルインクルージョンの視点をもつように啓発する。	健康福祉計画課 障害福祉課	4	地域において支え合いの仕組みづくりなどを行う際に、ご意見の趣旨に沿った視点をもって取り組むよう理解促進に努めていきます。
3計画全般、計画改定の進め方等に関すること					
72	個人	先日財政アクションプランを示しておきながら、すぐに新たな計画を区民になげかけるのはいかがか。保健医療福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画をこの時期でやりたいのであれば、まちづくり計画などすべてを直した計画を一緒に出してほしい。緑が多く防災に強いまちづくりを南部の地域にも行ってほしい。福祉計画は財政アクションプランの中身を区民に正確に示してから、改めて行ってほしい。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	本区では、財政健全化に向けたアクションプログラムの中で、本年度、全事務事業を対象に区民生活への影響度などの視点から見直しを行いました。本年度末に改定時期を迎える保健医療福祉計画等の3計画は、このような財政健全化に向けた取り組みを踏まえながら、限られた財源の中で、社会状況の変化に対応して保健医療福祉施策を進めていくために、施策の重点化を図り、新たに取り組む事業、重点的に取り組む事業などを示すものです。また、3計画は、基本計画の補助計画として他の補助計画との整合を図り改定します。 このような性格の計画であることから、既に区民の皆さんに公表している事務事業の見直し結果などアクションプログラムの内容を保健医療福祉計画等の中で、再度お示しするものではないと考えています。



整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
73	個人	新行革計画の素案と3つの計画の整合性がない。福祉の計画では保育園、障害児等の施設を充実させるといふが、施設の職員を大幅に削減して、充実はできないのではないかと懸念する。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	保健医療福祉計画等の3計画は、行革計画など区の財政健全化に向けた取組みを踏まえながら、限られた財源の中で、社会状況の変化に対応して保健医療福祉施策を進めていくために施策の重点化を図り、新たに取組む事業、重点的に取組む事業などを示すものです。保育等の区民サービスについては、行革計画では、民間に任せられる分野は民間活力を積極的に活用することにより、限られた財源の中で人件費の抑制を図りつつ、区民生活に欠かせない行政サービスを質と量の両面から持続的に提供していくことを目指しています。保健医療福祉計画においても、区立保育園の効果的・効率的運営を図り、民間活力の活用を進めて保育サービスの向上に努めるとしています。区の福祉職員数の見直しは、福祉サービスの低下に必ずしも結びつくとは言えず、民間の力や地域の力を活かして福祉サービスの充実に努めてまいります。
74	個人	財政危機のもと多くの事業が廃止、縮小される中で、今回の改定素案が提示され、サービスの充実が果たして可能なのか。「検討」は、その結果どうなるのか。介護も障害者も利用者の立場に立った真のニーズに沿ったものなのかと懸念する。財政難で福祉や教育を安易に縮小、廃止しないよう要望する。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	1	保健医療福祉計画等3計画の今回の改定にあたっては、区の財政健全化に向けた取組みを踏まえながら、限られた財源の中で、社会状況の変化に対応して保健医療福祉施策を進めていくために施策の重点化を図りました。各計画の改定素案では、新たに取組む事業、重点的に取組む事業などを示しており、福祉サービスの全体的な向上を目指していきます。
75	個人	「国や都の動向が見えない」といふが、基礎自治体として先を見ずして良い事を先取りする取組姿勢が必要だ。確たる分析をして区民の資源を無駄にせず、戦略的に各方面の整備をするという意識を全職員にもってほしい。それが一般市民平均より高給をもらっている職員の義務だと思う。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	4	介護保険制度の改正や、障害者関係の制度改正など大きな制度改正については、十分国や都の動向を踏まえて対応する必要がありますが、基礎自治体として、区民のニーズを把握し、区民の資源を有効に使って施策を進めていくことについては、ご意見の趣旨に沿って努力します。
76	個人	財政再建との関係はどうか。計画内容には具体的なお金の内容の記載もなく、計画を進めていくことに疑問もわき、無駄だと思う。財政難で川の資料館が閉鎖になると聞いたが、いつも学芸員の方の説明に感動していた。この計画には貴重な財政を犠牲にしても人に感動を与えることができるのか。財政削減項目を徹底的に公開し、見直しをしてから、これらの計画を出しなおしてほしい。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	本区では、財政健全化に向けたアクションプログラムの中で、本年度、全事務事業を対象に区民生活への影響度などの視点から見直しを行いました。同時期に検討を進めてきた保健医療福祉計画等の3計画は、このような財政健全化に向けた取組みを踏まえながら、限られた財源の中で、社会状況の変化に対応して保健医療福祉施策を進めていくために、施策の重点化を図り、新たに取組む事業、重点的に取組む事業などを示すものです。なお、事務事業の見直し結果は、既に区民の皆さんに公表し、ご意見をいただいているところです。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
77	個人	財政難が言われる目黒区として、あれもこれも出来ないで、こういう方たちに多く住んでほしいというメッセージを感じられる福祉施策にしてほしい。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	1	今回の3計画は、限られた財源の中で、今後の福祉施策の重点化を図り、区民の誰もが住みなれた地域の中で安心して自立した生活を営めるようにすることを基本的な理念として掲げています。
78	個人	3つの計画の基本は高齢者が増える中で、目黒区に住んでいてよかったと思える施策をどう構築するか、ということで福祉の向上は欠かせない。住民の立場に立った施策を進めてほしい。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	1	ご意見の趣旨はそれぞれの計画の基本理念に盛り込まれており、その趣旨に沿って計画を進めていきます。
79	議会	3計画は当然、目黒区基本構想、基本計画に基づいて制定されるものであり、目黒区の福祉施策の充実を第一の目的にして策定されるものである。しかし、「緊急財政対策」「行革計画」で区民向け施策を含めた削減、福祉・子育て関連の職員を含めた減員計画など、3計画の「福祉増進」の立場とは反する計画も打ち出されており、行政計画全体において整合性がない。結局、「緊急財政対策」「行革計画」を優先すれば、福祉・子育て、区民生活は後退を余儀なくされ、3つの計画は形骸化せざるをえない。区として「緊急経済対策」「行革計画」よりも3つの計画を優先させる姿勢を改めて打ち出すべきだ。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	本区では、財政健全化に向けたアクションプログラムの中で、本年度、全事務事業を対象に区民生活への影響度などの視点から見直しを行い、行革計画においては、見直し対象とした事務事業の進行管理を行っていくこととし、併せて中・長期的な視点に立った改革の方向性を示しました。同時に検討を進めてきた保健医療福祉計画等の3計画は、このような財政健全化に向けた取組みを踏まえながら、限られた財源の中で、社会状況の変化に対応して保健医療福祉施策を進めていくために、施策の重点化を図り、新たに取り組む事業、重点的に取り組む事業などを示すものです。このようなことから、区の行政計画としての整合性を図っており、3計画の改定素案に示したように、今後も福祉の向上に努めていきます。
80	個人	3つの計画の内容は抽象的であるが、これをどうやって実施、実現していくかが大きな責任となる。この先、地域の方とどうやってつなげていくか、支え合う支援体制が重要になってくる。行政としてはどういう団体とどういう関わりを持って計画を推進していくのか。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	1	地域包括ケアの推進について、公的な介護や福祉のサービス、医療などの専門機関と連携して進めていきます。また地域の住民、ボランティア、NPOの方など地域における支え合いを担う方々との関係のコーディネート機能を強化していきます。地域包括支援センターと社会福祉協議会の専門的な職員が役割分担をして、民生委員も含め地域の方々や団体と話し合い連携していきます。そのほか老人クラブ、社会福祉事業団など施設を運営する法人、介護保険事業者、自立支援協議会などと相談しながら連携を図って3計画を推進していきます。
81	個人	計画は膨大な資料であり、パブリックコメントの期間が短い。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	5	パブリックコメントの期間は、区のパブリックコメント手順要綱で1ヶ月間と決めており、それに則って設定しています。3計画同時のため短いかもしれませんが、年度末までの改定期限を考慮して期間を設定しましたので、ご理解をお願いします。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
82	個人	保健医療福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画の3計画についてまとめて意見をというものは、制約がありすぎる。事前にアンケートだけでなく当事者がもっと審議会に入って意見を表明することが必要ではないか。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	6	地域福祉審議会では当事者の関係団体の代表も委員とさせていただいています。計画の改定にあたっては、できるだけ当事者の方のご意見を伺うことに努めます。
83	個人	説明会の持ち方について、介護保険事業計画と障害者計画は分けて行い、各々保健医療福祉計画を併せて説明すべきではないか。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	6	説明会は、限られた日程の中で、同じ内容で2回設定しました。次期改定に合っては、説明会の適切な持ち方についてに検討していきます。
84	個人	パブリックコメントで意見を出しても反映されずにおわる。単なるガス抜きという考えでは困る。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	6	パブリックコメントでいただいたご意見については、区として真摯に受け止め、可能なものはできるだけ計画に反映させていただきます。
85	個人	説明会に、教育指導課、学校運営課の職員がいないのは、大変残念である。	健康福祉計画課 障害福祉課	3	次回の計画改定時には、ご意見をふまえたいと考えます。今後計画の実施にあたっては、福祉と教育の連携を十分図りながら進めていきます。
86	個人	福祉は、目黒区に住んでよかったと思えるものでなければならない。それぞれの計画で新規・撤廃事業はいくつあるのか。	健康福祉計画課 介護保険課 障害福祉課	6	現在の保健医療福祉計画は288事業を掲載していますが、今回の改定にあたり精査して、関連事業をまとめるとともに継続事業の掲載を見直すなどにより148事業としました。新規事業は21事業です。障害者計画は145事業載せており、そのうち新規事業が16事業、11事業が実績がなくなったもの事務事業の見直しなどで廃止することとした事業です。介護保険事業計画では地域密着型サービスに新たに2つのサービスが加わりました。
	都や国への要望等に関する事、その他（ご意見）				
87	個人	・セーフティネットに関わる部分は区が責任を持ってほしい。 ・品川児童相談所は対応した職員が若かったせいかあまり相談にならない。 ・都立城南分園（大田区）にはケアマネージャーがいて、紹介状があれば利用できる。有益な情報がもらえる。	障害福祉課	6	・セーフティネットに関する部分は区が責任を持って行っています。 ・品川児童相談所、都立城南分園についてはご意見として承ります。

整理番号	区分	意見・要望（要旨）	所管（対応課）	区分	検討結果
88	団体	障害者自立支援法を廃止し新たな法を作成することになっている。区は、「障害者の声が反映される法」になるよう国に要望してください。また、区は、障害者本人・その家族が安心して生活が営める諸制度づくりや考え方にたたれるように、国や都に要請してください。	障害福祉課	6	「障がい者総合福祉法（仮称）」の検討が進められる中で、区としても新法が適切に制定されるよう必要な要望は行っています。
89	議会	障がい者総合福祉法（仮称）制定に向け、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会の提言を反映するよう、目黒区としても働きかけること。	障害福祉課	6	「障がい者総合福祉法（仮称）」の検討が進められる中で、目黒区としても新法が適切に制定されるよう必要な要望は行っています。
90	議会	障害者自立支援法の制定によって作業所が就労支援に移行した影響について、問題点などを明らかにすること。	障害福祉課	6	障害者自立支援法の問題点を踏まえて障害者総合福祉法（仮称）が制定されると思われます。その状況を踏まえて次期の「目黒区障害者計画」改定に活かしていく予定です。
91	議会	災害時要援護者の支援体制の計画、避難マニュアル作成時は必ず障がいをもつ人や家族を入れること。	健康福祉計画課 障害福祉課 防災課	4	災害時要援護者の避難支援対策の具体化、防災マニュアルの作成時には、障害をもつ人など関係者のご意見を伺いながら進めていきます。